

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事業地内応急復旧工事 (栃木県鹿沼市上南摩町地内) 平成23年9月22日～平成23年10月21日 土木一式工事	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	平成23年10月24日	りんかい日産建設(株)東京土木支店 (東京都港区芝)	台風15号による出水により工事用道路2号線の複数箇所です路肩崩壊等が発生した。至急工事用車両が安全に走行できるよう応急復旧を行う必要があり、現場近隣で工事を実施し、資機材および作業員の手配が可能であり、協力要請に対して協力を得られた当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,811,500	3,150,000	82.6%	—	台風15号による出水により工事用道路2号線の複数箇所です路肩崩壊等が発生した。至急工事用車両が安全に走行できるよう応急復旧を行う必要があり、現場近隣で工事を実施し、資機材および作業員の手配が可能であり、協力要請に対して協力を得られた当該業者と契約を締結した。	13	
霞ヶ浦用水送水路系施設 (ABT2及び3)応急復旧工事 (霞ヶ浦用水送水路系施設 (ABT2及び3)外) 平成23年3月12日～平成23年9月28日 土木一式工事	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高野 寿雄 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成23年10月6日	市村土建(株) (茨城県石岡市柿岡)	東日本大震災により被災した被災箇所について応急復旧を実施し早急に送水を復旧させるものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、災害時の応急出動に対する協定書を締結している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	128,971,500	124,950,000	96.9%	—	東日本大震災により被災した被災箇所について応急復旧を実施し早急に送水を復旧させるものであり、災害応急復旧等緊急を要するため、災害時の応急出動に対する協定書を締結している当該業者と契約を締結した。	13	
一庫・布目ダム深層曝気設備 改造工事 (兵庫県川西市一庫唐松地内 一庫ダム、奈良県奈良市北野山町地内 布目ダム) 平成23年10月13日～平成24年3月20日 機械設備工事	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成23年10月12日	(株)丸島アクアシステム (大阪府大阪市中央区)	当該業者は、機構と本技術を開発した共同研究者であり、機構—当該業者間で締結された「水没式複合型曝気設備の実験に関する基本協定」に基づき、共同研究において開発された成果(特許含む)は、研究終了後1年間は、公表(一般競争による図面公表含む)することが禁止されていることから、上記会社以外の者が施工することができない。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	61,477,500	60,900,000	99.1%	—	当該業者は、機構と本技術を開発した共同研究者であり、機構—当該業者間で締結された「水没式複合型曝気設備の実験に関する基本協定」に基づき、共同研究において開発された成果(特許含む)は、研究終了後1年間は、公表(一般競争による図面公表含む)することが禁止されていることから、上記会社以外の者が施工することができない。	12	
高崎線鴻巣・北鴻巣間 23k961m付近武蔵水路改修に伴う実施設計 埼玉県鴻巣市地内 平成23年11月8日～平成24年3月23日 設計業務	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成23年11月8日	東日本旅客鉄道(株) (東京都渋谷区代々木)	本業務は、武蔵水路のJR高崎線交差部の水路改修に必要な構造設計や仮設工設計、施工計画について、平成22年の基本設計に引き続き、平成23年度に実施設計を行うものである。JR高崎線との交差部については、JR施設や通行の安全性などJR路線への影響を考慮した設計・施工が必要であり、効率的かつ確実に業務を実施するためには、鉄道施設の設計から施工管理に関する高度な専門的技術を有するとともに、JR施設やJRの運行調整に熟知していなければならない。よって、鉄道の運行主体である東日本旅客鉄道(株)が、本業務を確実に実施することができる唯一の機関と判断されるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	41,000,000	41,000,000	100.0%	—	本業務は、武蔵水路のJR高崎線交差部の水路改修に必要な構造設計や仮設工設計、施工計画について、平成22年の基本設計に引き続き、平成23年度に実施設計を行うものである。JR高崎線との交差部については、JR施設や通行の安全性などJR路線への影響を考慮した設計・施工が必要であり、効率的かつ確実に業務を実施するためには、鉄道施設の設計から施工管理に関する高度な専門的技術を有するとともに、JR施設やJRの運行調整に熟知していなければならない。よって、鉄道の運行主体である東日本旅客鉄道(株)が、本業務を確実に実施することができる唯一の機関と判断されるため	12	

霞ヶ浦湖岸堤緊急補修工事 (茨城県かすみがうら市牛渡地 先他) 平成23年9月23日～平成23年 11月30日 土木一式工事	分任契約職 利根川下流総合 管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年11月2日	樋口土木(株) (茨城県稲敷郡阿見町)	台風襲来により損傷を受けた霞ヶ浦湖岸堤 応急対策工事の遮水シートについて、本復 旧工事が始まるまで堤防機能を確保するた めに緊急に補修する必要があるため。(工 事請負契約の務処理要領第5条第4項第三 号)	4,746,000	4,725,000	99.6%	—	台風襲来により損傷を受けた霞ヶ浦湖岸 堤応急対策工事の遮水シートについて、 本復旧工事が始まるまで堤防機能を確保 するために緊急に補修する必要があるた め。	13	
利根川下流総合管理所予備発 電設備修理 (茨城県稲敷市上之島3112 利根川下流総合管理所) 平成23年8月4日～平成23年11 月10日 電気工事	分任契約職 利根川下流総合 管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	平成23年11月2日	東芝電機サービス(株) (千葉県美浜区中瀬)	予備発電設備の修理及び故障原因の特定 を行うために、修理に必要となる代替装置 の製造・納入者である社に調査を行って もらう必要があるため。(工事請負契約の事 務処理要領第5条第4項第三号)	11,970,000	11,550,000	96.5%	—	予備発電設備の修理及び故障原因の特定 を行うために、修理に必要となる代替 装置の製造・納入者である社に調査を 行ってもらった必要があるため。	13	
淀川大堰管理制御処理設備設 置工事 (大阪府大阪市北区他) 平成23年11月11日～平成28年 3月31日 電気工事	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央 区)	平成23年11月10日	国土交通省近畿地方整備 局 (大阪府大阪市中央区)	平成16年4月1日付けで締結された淀川 大堰等の管理に関する協定書に基づく受委 託契約であるため(工事請負契約の事務処 理要領第5条第4項第一号)	9,374,400	9,374,400	100.0%	—	平成16年4月1日付けで締結された淀川 大堰等の管理に関する協定書に基づく受 委託契約であるため	1	
騎西領用水角落し設置工事 埼玉県加須市騎西地内外3箇 所 平成23年8月9日～平成23年12 月28日 機械設備工事	分任契約職 利根導水総合 事業所長 伊藤 保裕 (埼 玉県行田市大字須加)	平成23年12月20日	(株)アクアテルス (埼玉県さいたま市大宮区)	見沼代用水路において緊急に仮設門扉を 製作据付するものであるが、既設水路に適 応する規格で製作するため、施工にあつて は施設に精通していると共に資材の確保 を含め緊急な対応が可能であることが求め られる。当該業者は、見沼代用水路の水門 設備の点検業務を履行中で施設に精通し ていると共に緊急な対応が可能であるため 契約を締結した。(工事請負契約の事務処 理要領第5条第4項第三号)	3,076,500	2,835,000	92.2%	3	見沼代用水路において緊急に仮設門扉 を製作据付するものであるが、既設水路 に適應する規格で製作するため、施工に あつては施設に精通していると共に資 材の確保を含め緊急な対応が可能であ ることが求められる。当該業者は、見沼 代用水路の水門設備の点検業務を履行中 で施設に精通していると共に緊急な対応 が可能であるため契約を締結した。	13	
双林寺トンネル施設調査等業 務 (群馬県渋川市巾着地内) 平成23年10月13日～平成24年 1月10日 設計業務	分任契約職 群馬用水管理 所長 細山田 真 (群馬県 前橋市古市町)	平成23年12月28日	サンコーコンサルタント(株) (埼玉県さいたま市大宮区)	構造的に不安定な状態となっていると想定 される双林寺トンネルの内部調査及び構造 解析等を行うものであるが、関係機関との 調整結果により断水調査可能日時が限定 的なことから、緊急に対応可能、かつ時間 制限のあるなかで調査可能な当該業者と 契約を締結した。(工事請負契約の事務処 理要領第5条第4項第三号)	5,775,000	5,775,000	100.0%	—	構造的に不安定な状態となっていると想定 される双林寺トンネルの内部調査及び 構造解析等を行うものであるが、関係機 関との調整結果により断水調査可能日時 が限定的なことから、緊急に対応可能、 かつ時間制限のあるなかで調査可能な 当該業者と契約を締結した。	13	
草木ダム低水管理用バルブ緊 急修理 群馬県みどり市東町座間地内 平成23年11月18日～平成24年 3月23日 機械設備工事	分任契約職 草木ダム管理 所長 小川 浩 (群馬県み どり市東町)	平成23年12月22日	三菱重工鉄構エンジニアリ ング(株) (広島県広島市中区)	低水管理用設備より漏油が発生し、ダム管 理に大きな影響をあたえる事から、同設備 の製作・据付業者であり、早急に対応可能 な当該者に依頼した。(工事請負契約の事 務処理要領第5条第4項第三号)	17,094,000	14,700,000	86.0%	—	低水管理用設備より漏油が発生し、ダム 管理に大きな影響をあたえる事から、同 設備の製作・据付業者であり、早急に対 応可能な当該者に依頼した。	13	

<p>浦山ダム清水バイパス浮遊管緊急工事 (埼玉県秩父市浦山地区) 平成23年9月9日～平成23年11月30日 土木一式工事</p>	<p>分任契約職 荒川ダム総合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久那)</p>	<p>平成23年12月14日</p>	<p>鹿島建設(株)関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区)</p>	<p>浦山ダムの清水バイパスの浮遊管が、台風12号の影響で損傷したため清水バイパスの送水能力が低下した。不足する水量については台風で滞っている貯水池から直接補わざるを得ず、下流で取水する利水者に影響を及ぼす状況となることから、早急に清水バイパスの送水能力を回復させる必要があり、緊急で補修をするものである。当該業者は、浦山ダム清水バイパス管路敷設工事並びに浦山ダム清水バイパス浮遊管対策工事を施工したものであり、浦山ダム清水バイパスに精通しており、本工事を迅速かつ確実に実施することが出来ることから契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第三号)</p>	<p>5,229,000</p>	<p>5,145,000</p>	<p>98.4%</p>	<p>—</p>	<p>浦山ダムの清水バイパスの浮遊管が、台風12号の影響で損傷したため清水バイパスの送水能力が低下した。不足する水量については台風で滞っている貯水池から直接補わざるを得ず、下流で取水する利水者に影響を及ぼす状況となることから、早急に清水バイパスの送水能力を回復させる必要があり、緊急で補修をするものである。当該業者は、浦山ダム清水バイパス管路敷設工事並びに浦山ダム清水バイパス浮遊管対策工事を施工したものであり、浦山ダム清水バイパスに精通しており、本工事を迅速かつ確実に実施することが出来ることから契約を締結した。</p>	<p>13</p>
<p>浦山ダム曝気循環設備修理 (埼玉県秩父市荒川久那地区) 平成23年8月8日～平成24年1月31日 機械設備工事</p>	<p>分任契約職 荒川ダム総合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久那)</p>	<p>平成23年12月28日</p>	<p>(株)丸島アクアシステム東京支店 (東京都中央区日本橋)</p>	<p>本件の施工では、早期に設備復旧を行う必要があり、施工を担う業者には早期かつ確実に復旧させること及び既存設備に精通している必要があり、臨機かつ即時の対応が図れる技術力があることが必須条件となる。当該業者は当該設備の制作据付業者であり、設備に精通しているため、当該業者以外では早期な復旧作業を行うことが著しく困難であるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第三号)</p>	<p>5,890,500</p>	<p>5,145,000</p>	<p>87.3%</p>	<p>—</p>	<p>本件の施工では、早期に設備復旧を行う必要があり、施工を担う業者には早期かつ確実に復旧させること及び既存設備に精通している必要があり、臨機かつ即時の対応が図れる技術力があることが必須条件となる。当該業者は当該設備の制作据付業者であり、設備に精通しているため、当該業者以外では早期な復旧作業を行うことが著しく困難であるため</p>	<p>13</p>
<p>牟呂松原頭首工洪水吐ゲートブレーキ修理 (愛知県新城市一鉄田宇西浦地区内 牟呂松原頭首工) 平成23年11月22日～平成24年1月20日 電気工事</p>	<p>分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)</p>	<p>平成23年12月28日</p>	<p>三菱重工鉄構エンジニアリング(株)中部営業所 (名古屋市中区栄)</p>	<p>牟呂松原頭首工ゲート(Bゲート・右岸側)において、運転中にブレーキの不具合が発生し、洪水調節に支障が生じるため、応急復旧を行う必要があり、当該設備を納入した「三菱・川重特定建設工事共同企業体」のうち、整備工事部門を担当した当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>3,013,500</p>	<p>2,992,500</p>	<p>99.3%</p>	<p>—</p>	<p>牟呂松原頭首工ゲート(Bゲート・右岸側)において、運転中にブレーキの不具合が発生し、洪水調節に支障が生じるため、応急復旧を行う必要があり、当該設備を納入した「三菱・川重特定建設工事共同企業体」のうち、整備工事部門を担当した当該業者と契約を締結した。</p>	<p>13</p>
<p>平成23年度土木工事等積算システム運用管理業務</p>	<p>契約職 副理事長 谷本光司 (埼玉県さいたま市中央区)</p>	<p>平成23年12月1日</p>	<p>(財)日本建設情報総合センター</p>	<p>本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)</p>	<p>—</p>	<p>4,063,500</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本業務の契約相手方として、業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外の者で本業務に必要な条件を満たし参加意志のある者の有無を確認するための公募を実施したところ参加の応募者はいなかった。</p>	<p>12</p>

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約」によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約」によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12